

文教委員会資料①

1 令和8年第3回定例会提出予定議案の説明

(10) 議案第118号 川崎市登録一時保護委託者の登録等の基準に関する条例の制定について

資料 議案第118号 川崎市登録一時保護委託者の登録等の基準に関する条例の制定について

こども未来局

(令和8年8月26日)

児童家庭支援・虐待対策室 担当

議案第 1 1 8 号 川崎市登録一時保護委託者の登録等の基準に関する条例の制定について

1 制定要旨

児童福祉法の一部改正に伴い、登録一時保護委託者の登録等に関する基準を定めるため、制定するものである。

2 条例制定の経緯

児童相談所長及び都道府県知事（政令指定都市の市長等を含む。）は、一時保護を適正に行わせることができる者として都道府県知事の登録を受けた者（以下「登録一時保護委託者」という。）に委託して児童等の一時保護を行わせることができることとするとともに、当該登録一時保護委託者の登録等の基準については、内閣府令（令和 8 年 3 月 30 日公布）で定める基準をもとに、都道府県（政令指定都市等を含む。）の条例で定めることとされた。

3 登録一時保護委託者の登録等の基準の主な内容

内閣府令で定める基準は、本市における登録一時保護委託者の登録等の最低基準として充足していると認められるため、特に本市独自の基準は設けない。

- （1）登録一時保護委託者は、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならないこと。【第 7 条】
- （2）入所する児童に対し、その意見又は意向を尊重した支援を行う体制を整備しなければならないこと。【第 10 条】
- （3）設備として、児童の居室、食事をする場所、浴室及び便所を設けること。【第 12 条】
- （4）夜間、少なくとも職員 1 人以上を置く体制を整備しなければならないこと。【第 14 条】

第1条（趣旨）	第14条（夜間の職員配置）
第2条（最低基準の目的等）	第15条（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）
第3条（登録一時保護委託者の一般原則）	第16条（衛生管理）
第4条（児童の権利の制限）	第17条（食事）
第5条（児童の行動の制限）	第18条（入所した児童及び職員の健康状態の把握等）
第6条（虐待等の禁止）	第19条（養護）
第7条（児童対象性暴力等の防止等）	第20条（生活支援、教育及び親子関係再構築支援等）
第8条（非常災害対策）	第21条（登録一時保護委託者の規程）
第9条（自動車を運行する場合の所在の確認）	第22条（登録一時保護委託者における記録）
第10条（児童の権利擁護）	第23条（秘密保持等）
第11条（児童の所持品等）	第24条（苦情への対応）
第12条（設備の基準）	第25条（電磁的記録）
第13条（登録一時保護委託者における職員の一般的要件）	

4 附則

公布の日から施行する。ただし、第7条の規定は、令和8年12月25日から施行する。